

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 45 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成26年10月23日（木曜日）		開会 11 時 09 分		閉会 11 時 59 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内				事務局	菊井事務局長
		議長					和田副主幹
欠席委員		なし					平川係長
説明員		別紙のとおり		議 件		別紙のとおり	
議 事 の 概 要	冒頭、8月27日の委員会の報告事項（11）子ども・子育て支援新制度の施行に向けた条例整備に関する意見募集についてに関する委員会への報告について、委員長において所管と再度内容を確認した結果、市が示す基準案については、国の省令等をそのまま条例にスライドする形となることから、机上配付及び委員会報告はなしと判断し、条例案が第4回定例会に提案される見込みであることから、その際の審議とすること、また、ニーズ調査の結果については、ホームページ掲載前に各委員に机上配付したことの報告があった。						
	この報告を受け、清水委員から本条例の制定にはかなり議論の余地があり、本会議の3回の質疑だけでは十分でないことから、委員会に対し中間報告をしてほしいとの意見があり、委員長において所管と再度協議することとした。						
	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。						
	（1）敷地内禁煙の実施について						
	2. その他について						
	清水委員から、本委員会において過去に2人が早退したことがあったことから委員会と他の用務との優先度について各委員がどのようにお考えかとの発言があり、意見交換を行った結果、欠席等については議員のモラルに委ねるもので、この件についての判断基準や申し合せ等について本委員会で議論する問題ではないことから、このような発言があったことを委員長から他常任委員長、議会運営委員長、議会改革特別委員長へ伝えることとした。						
	3. 次回委員会の日程について						
	11月21日（金）午後3時 第一委員会室で開催することに決定した。						

上記記載のとおり相違ない。

厚生常任委員長 関藤 龍也 ㊞

平成26年10月21日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成26年10月10日付け滝議第119号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市立病院事務部長

市立病院事務部次長

市立病院事務部事務課長補佐

市立病院事務部事務課庶務係長

鈴 木 靖 夫

田 湯 宏 昌

澤 田 忠 信

倉 本 真 吾

(総務部総務課総務係)

第45回 厚生常任委員会

H26.10.23(木) 本会議終了後
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶(委員動静)

1. 所管からの報告事項について

《市立病院》

(1) 敷地内禁煙の実施について

(資料) 事務課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第45回 厚生常任委員会

H26.10.23 (木) 本会議終了後
第一委員会室

開 会 11:09

委員長 ただいまから第45回厚生常任委員会を開会いたします。
臨時会終了後、皆さんご苦労さまです。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席。議長に出席をいただいております。傍聴として大谷議員が出席。道新、プレス空知の傍聴を許可しております。
それでは、所管からの報告事項に入る前に、前回の8月27日の委員会で、子育て応援課からの報告事項、子ども・子育て支援新制度の施行に向けた条例整備に関する意見募集について、清水委員から意見募集のパブリックコメント開始前に、国から示される基準をもとに作成する市の基準案と滝川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を当委員会に対し、机上配付ではなく、委員会を開催して報告すべきとの発言がございました。委員長預かりとさせていただいておりましたが、所管と再度内容について確認した結果、基準案に関しては地方分権一括法に伴う条例整備と同様、今回国の省令等をそのまま条例にスライドする形となっていることから、机上配付及び委員会報告はなしと判断いたしました。この条例につきましては、4定で条例案が上程される見込みでございますので、その際にご審議いただきたいと思います。また、ニーズ調査の結果につきましては、滝川市子ども・子育て会議による調査であり、平成27年度から5カ年計画の子育て支援事業計画を策定するためのニーズ調査であったことから、調査結果につきましてはホームページへの掲載前に委員の皆さんに机上配付させていただいております。すなわち、国の基準がそのまま市の基準案作成となって、パブリックコメントのほうに行き、条例案策定という形になるかと思います。よって、4定での提案が見込まれておりますので、そこでの審議ということをお願いしたいと思います。よろしいですか。

清 水 子ども・子育て支援新制度については、市民会議が何回かされていると思います。そういった中間報告、資料は今言われたようにホームページで見れたりするのだけれども、やはり中間報告はしていただきたい。なぜかという、深川市は既に第3回定例会で終わってしまったのです。資料は相当ありました。深川市議会は、常任委員会に付託したそうです。ですから、付託先の常任委員会で資料要求や質疑、答弁と本会議での質疑、答弁ができた。こんなに資料があるものなので、参酌するという国のひな形があることはもちろんありますが、例えば施設入所は施設の判断で、市は介入というか、市の責任はないとか、あるいは保育士の無資格者でも保育所で働けるとか、あるいは市町村によっては修正案が出されるような場合もあるということです。つまり、かなり議論の余地のある膨大なものということなので、中間報告がなければ、本会議1回で3回しか質疑できないということも十分に予想されるので、そのあたりについてどのようにお考えでしょうか。

委員長 中間報告等をしていただきたいということですので、所管と打ち合わせをしまして、その方向で検討したいと思います。

清水 先ほど言ったように、3回の質疑では余りにも膨大なものらしいのです。そういうことを、これまでは1回の本会議でやってきたのですけれども、この前の議会運営委員会で本会議での資料要求はできるのかと言ったら、もともと申し合せ事項にも書いてあるので、できるのだと。しかし、本会議の冒頭で資料要求を行って、それまでに資料が出されて、それを読み込んで質疑するなんていうことは非現実的な話で、事前に一定のものが渡されて、例えば初日なら初日でもいいです。招集告示日に議案が渡されたときに資料要求をして、それが本会議までの間に資料が机上配付されるとか、3回しかできないのであれば、3回しかできないなりの環境を整えていただきたいなと、そういう場がここかどうかはわかりませんが。

委員長 今清水委員が言われたことも含めて所管と検討していきますので、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

(はいの声あり)

委員長 **1. 所管からの報告事項について**
 それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきます。
 市立病院の敷地内の禁煙の実施についての説明を求めます。

鈴木部長 **(1) 敷地内禁煙の実施について**
 それでは、滝川市立病院の禁煙対策についてご報告を申し上げます。
 当院は、平成21年12月1日から施設内禁煙を実施してきましたが、病院の正面玄関や夜間出入り口の付近での患者様や来院者の喫煙が後を絶たず、患者様、見舞客の市民からも苦情があることから、禁煙対策について病院職員安全衛生委員会において協議を重ねてまいりました。来院者への受動喫煙防止、また患者様等の健康の観点からも敷地内禁煙を実施することを委員会で決定し、9月の病院事業運営会議に提案し、敷地内禁煙の決定をしたところです。実施時期につきましては、平成27年4月1日から予定しておりますが、今後の対応策、スケジュール等につきまして担当から報告をさせていただきます。

澤田課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。
 質疑ございますか。

田 村 禁煙は病院にとっては当然のことだと思うのですが、ドクターや看護師、職員も含めた喫煙者というのは相当いると思うのです。ですから、職員の方の喫煙、例えば看護師の勤務時間中の喫煙、そういったことはどういう対策をとるのですか。

鈴木部長 今後のスケジュールの中で職員の喫煙率の調査ということも考えていますが、前回平成21年に施設内禁煙をしたときに、職員の喫煙について調査を行っています。男性が35.9パーセント、女性が23.7パーセントという状況でした。それで、今の田村委員の質疑については非常に頭が痛い対応だと思っています。もちろん分煙ができるようなことが一番だということも一つにあるかと思いますが、病院という施設からいくとやはり健康を担っていただく、たばこがそういうものを阻害するという、もちろん患者さんに悪影響を与えるということ、それを職員がサポートする側で一緒になってたばこを吸うというのはどうなのかということでは非常に問題視をしている中で敷地内禁煙ということです。また、私も実はたばこを吸うのですが、平成21年を機会に仕事は一切吸っていません。そういう職員もかなりふえているかと思っています。これは、個人

のモラルといいますか、嗜好品でありますので、敷地内禁煙ということで仕事を放り出して外に出て行って吸うということも含めて、この機会に改めて職員には指導、また研修を通じて協力を願っていくということで今のところは考えていますが、やむを得ず出ていく方がいるとすれば、それは巡回しながら職員にはできるだけ注意をして、仕事中の喫煙に関して厳しく当たっていきたいと思っています。

田 村

例えばドクター、看護師というのは非常にストレスを持っているのです。ですから、ストレス排除のために喫煙するというのはすごく多いのだと思うのです。院内に職員用の喫煙室を密閉した形でつくるだとか、何か対策を練らないと、いきなり全員やめるというのはかなり難しいことだと思うのです。ですから、院外から来た方に禁煙ですと、これはポスターでも何でもできるのだけれども、中の職員の人たちにたばこをやめろなんていう命令はできないわけですから、さっき言ったように嗜好品ですから、その対策が一番大事ではないかと思うのです。院内に職員用の喫煙室を設けるだとか、今は無害化する機械がたくさんありますから、何かしないと、みんなにやめろというのはかなり難しいのではないかと思うし、それをしたことによって、禁煙なのにたばこを吸っているのではないかと、これもまた問題になる。だから、これをどこまで、100パーセントにするのか、それとも100パーセントは無理だから、その対策としてこうするのだというような何かを見出してやらないとかなり難しいと思います。私の言っているのは職員の方々、ドクター、看護師の皆さんのストレスの排除の一つの方法になっているのではないかとということです。

鈴木部長

もちろんそういうことが非常に懸念される場所ですが、院内で分煙と言えるたばこを吸える場所が機能評価上許可されているのは精神科、緩和ケア病棟というところ、特殊な患者様が入院するところに関しては分煙というのは認められております。職員が院内で吸う分煙施設は、認められておりません。管内の周辺自治体病院をいろいろ調査していますが、敷地内禁煙で分煙室を持っているところは一つの病院もないのです。職員が外へ出て行って吸っているのを黙認しているというような状況です。その辺のところは、始まった段階で、もちろん100パーセント禁煙ということはなかなか難しいと僕らも思っていますので、どういう方法が一番いいのかというのは、今すぐ外に分煙室をつくって、はい、吸ってくださいというわけにはいかないと思いますが、そういったことで職員が出ていったりして近所に迷惑がかかるようなことも当然予想されます。また、患者様にも例えば、余命がないということで、非常にたばこが好きで、何とかたばこだけ吸わせてほしいという患者様もいないわけではなくて、実際にそういう申し入れがあったこともあります。そういった患者様まで全部含めるのかと、そんな意見もないわけではないですから、そういったことも含めてどういう形で患者様の理解、職員の理解も含めて、また、敷地外で吸うことに関してどの程度の率になるのかということも今後4月以降見きわめながら、考えていきたいと思っております。

委員長
窪之内

ほかに質疑ございますか。

現在もということだと思いますが、緩和ケア病棟、精神科病棟では実際には病棟のどこかに喫煙室を設けているのだと思うのですが、その病棟に関してはそのままいくということで、受動喫煙にならないようなことをきちんとしているということを確認したいということと、検討課題で禁煙外来の開設

についての検討がありますが、4月1日実施ということになれば、職員の対応も含めて早いほうがいいかと思うのです。4月1日からの禁煙外来ということになれば間に合わないのかなと。ただ、禁煙外来を開設する場合に特別な医師が何かの対応が必要なのかもしれないので、そういう医師の対応が必要なのかということと、開設時期はどうするのかというのが2点目。現状の職員の方が吸われる場合は外に行って吸っているということだと思えるのですが、今後敷地内禁煙にするときに、敷地内に喫煙室を設けると絶対患者さんにわかります。職員がどこかで吸っているということがわかったら、これは患者さんに示しがつかないことになると思います。そういう患者さんの理解を得られないことはすべきではないと、理解を得られる何らかの方法があるのであれば別だけれども、これは理解を得られなかったら患者減につながるということにもなるので、そこは慎重にしていきたいと思います。

澤田課長補佐

まず、精神科病棟の喫煙場所については、喫煙室を設けてありますので、煙が流れたりしないようにきちんとそこは分煙対策をしています。

それから、禁煙外来については、かなり細かく施設基準が設定されておりまして、大まかな部分でいくと禁煙治療を実際にしたことがあるというドクターが1名以上いること、それから禁煙外来の専任の看護師または准看護師が1名以上いること、そして当然治療するための機器があることなど、実際には届け出に必要なかなり細かい部分をクリアしなければならないので、今のところはいつから開設できるかどうかということころまでは、まだ検討課題ということでお答えできません。

鈴木部長

今の禁煙外来の補足ですが、大前提が敷地内禁煙がされていないと禁煙外来が出せないということなので、分煙室がそこにあるということはそもそも禁煙外来が開けない条件になっており、そこが一番大きなことです。それで、4月1日ということに関しても、私どもは早くしたいということもあったのですが、雪のことや、患者様がそういう周知をきちんと理解していないで外に行って吸ったりということが、院長としてもきちんとした期間を設けて来年4月1日からやろうと、そのために準備できることはしっかりやろうということで4月1日にさせていただいたという経過でございます。

窪之内

ということは、禁煙外来の経験がある医師もいないし、そういう基準に該当する看護師は今現在はいないと捉えていいのでしょうか。

鈴木部長

医師については、今のところおりません。看護師は、専任の看護師なので、禁煙外来に専門にかかわればいいので、それは特に資格云々という問題はないです。一番問題なのはやはり医師の問題だと思っています。

委員長

ほかに質疑ございますか。

清水

まず、1点目ですが、今までの各委員の質疑を聞いていると、敷地内における禁煙の目的というのは、受動喫煙防止ということだけではないということがわかりました。最初は、屋外でたばこの煙を出すということは当然拡散するわけだから、受動喫煙の率というのは著しく低いと、それが本当に受動喫煙、数値的に法律で示されているわけではないだろうけれども、受動喫煙ということはどうなのかと思っていたのです。しかし、禁煙外来もできないということであれば、そちらの要素のほうが大きいのだろうということで、市民に説明する際もそこを言わないと、何で外で吸って受動喫煙なのだと思っています。やはり説得力を持たせなければいけないので、そこはきちんと理由に入れるべ

きだと思えますけれども、まずお考えを伺いたい。

2点目は、市立病院としてやるということは、イコール滝川市として全施設行っていくという、そういう計画の一つだと思うのです。それで、全庁的な禁煙化の受動喫煙防止法の実施を担当している所管とどういう協議を行ってきたかというのが2点目です。この点について言えば、健康増進施設である体育協会に委託している体育センターのところに喫煙小屋があります。あれは当然喫煙小屋から煙が漏れるということもあるので、私はどうなのかと思っていますけれども、これは今回の問題ではないので、全庁的な推進所管との協議の内容を伺いたいと思います。

3点目ですけれども、職員の勤務時間というのは7時間45分です。昼休みを除く8時半から12時、1時から5時15分の間は休憩できないと恐らくなっているのだと思うのです。それがいいかは別として、喫煙のためにわざわざ外に出かけていくということについて、先ほどの答弁では職員が外に行行って吸うことについて厳しく対応したいと。勤務時間という勤務条件との関係でどのように考えているのかということが3点目です。

鈴木部長

受動喫煙だけではないというのは、先ほど言いましたように病院という施設の性格上、たばこが病気を治すための障害になるということが大きな柱でもあるということです。そういったこともきちんと患者様に周知していきたいと思っています。

また、今回の市立病院の敷地内禁煙、平成21年の施設内禁煙につきましては、市の総務課と協議をして進めたということではなくて、健康増進法も含めて病院の立場として、また機能評価の受審も含めてどうあるべきかということで病院独自で協議をしてきています。今回これを受けて総務課が動き出しているということは承知しておりますが、病院がこういう状況で敷地内禁煙をするのだということは説明はさせていただきますが、その内容も含めては病院の中で検討しているということです。

3番目の職員の勤務時間云々の問題につきましては、もちろんそういったことで抜けることが問題になるかどうかも含めて、例えば職員がお茶を飲む時間はどうなのだとか、たばこだって嗜好品ではないかとか、そんなことを言われる職員もいますので、そういったこともきちんと今後整理をしていきたいと、明確にすることができるのであれば、そういうことも総務課と対応について検討したいと思います。

清 水

全庁的な施設禁煙の所管である総務課と打ち合わせをしてきていないということを知って、ちょっと意外だったのです。独自性があることは、それはそれでいいことなのだけれども、逆に全庁的に進めるという気があるのかということの不信感のほうが出たという点で、ここはそれを聞く所管ではないので、そこには言及はしませんけれども、3点目の話なのですけれども、職員が勤務時間内にお茶は飲んでもいいけれども、たばこもお茶と同じように嗜好品だからというような話がまだ十分練られていないというか、一致点になっていないということもまた私にとっては意外なのです。何をここで聞きたいかということ、同じ市の職員で同じ給料をもらっているながら、現在市庁舎では吸っているではないかと、何で俺たちは吸えないのだと、そういう不公平感というのは当然出てくると思うのです。私が聞いている範囲では、11月中旬には滝川市庁舎の全面敷地内禁煙が恐らく方針として出されるだろうということも聞いておりますけ

れども、そういう職員の不満、不公平というのはやはりよくないのです。職員の数でいったらそっちのほうが多いのだから、そういう点で一国二制度ではないけれども、滝川市という同じ職場ですから、一市二制度はよくないと思いますが、その点について伺います。

鈴木部長

市の関係につきましては、所管ではないので答弁することは避けたいと思いますが、市が喫煙できる場所があって病院はこうだということに関しては、病院というのは先ほどから言うておりますように病気を治す場所であるということと、それらをサポートする職員がいるという中で院内に分煙施設があるのはどうかと。分煙だといえども、空気が漏れる、においが漏れるとか、いろんなことで患者様からクレームが非常にあったということ、また機能評価という一つの大きな評価を受けるに当たって、たばこのことに関しては非常に厳しい評価がされるということ、それらを含めて病院として喫煙対策をどうするかという議論をずっとしてきました。その中で、清水委員が言われるような不公平、不満というのは確かにあるのかもしれませんが、直接職員からおかしいのではないかというような話は一度も聞いたことがないのです。市役所は吸えるのに何で病院は吸えないのだと。それは、職員の考え方が病院ということで少し違うのではないかなという思いを持っていますし、もちろん外で吸っている方はいますけれども、私たちにも分煙室をつくれとか、おかしいのではないかということを書いてきている職員は今のところいないということで、ご理解をいただきたいと思います。

清 水

まず、私が聞いたのは一市二制度というのはよくないのではないかということで、部長はそういう不満を聞いたことはない。これはきのうの話なのだけれども、8月1日に1階の喫煙所を取り払って庁舎禁煙を市民に対してしました。清水委員、今の質疑をどう発展されるかわからないのですけれども、今は市立病院での敷地内禁煙についてということでの議論です。一市二制度がおかしいとかというような内容等についての質疑になってくると所管する委員会が違ってくると思いますので、その点十分ご留意されて質疑をされるのであれば、再質疑してください。

清 水

今言ったように、それで市民の方が言われたのですよ。まだ市役所で職員が吸っているのかと、ふざけているのではないのかと、てっきり職員も吸わなくなったのだと思っていたと。だから、病院の職員の方も市役所の中はもう全面禁煙になっているのだらうと思っているのではないかと思うのです。職員の方に、さっき言ったように勤務時間中にたばこを吸いに行ったらだめだよという指導がきちんとできるのかどうかということを知っているのです。

委 員 長

その部分だけでよろしいですか。

清 水

そうです。敷地内禁煙をするとしたら、そっちの職員は分煙で吸っているのに俺たちはだめなのかと、外で歩道まで出て行って吸ってもだめなのかというふうに言われたときに説得力を持って指導ができないのではないのかという質疑ですから、その点について伺います。

鈴木部長

先ほども少し申し上げましたが、今後の検討課題ということですが、職務専念義務違反になるのかどうかと、大きく言えばそのようなことにつながるのかと思いますけれども、そういったことも含めて4月1日実施に向けてその辺のこともきちんと整理をできる限りしていきたいなど。ただ、先ほど厳重注意というような言い方をしたとすれば、それは敷地内において吸うことはでき

ないのだということに対してきちんとご理解をいただくということでの注意ということで、面倒くさいからその辺で吸ってしまうという職員がいたとすれば、そういうことに関して嚴重注意をしていきたいということです。敷地外に出る職員に関してだめだよということはどこにもうたっているわけではありませんので、それが清水委員が言う職務を離れて怠慢だというようなことにつながるかどうかについては、今言ったようにもう少しきちんと調べて、その辺のことも職員にきちんと説明をしていきたいなと思っています。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
所管の方は退席されてよろしいです。

2. その他について

委員長

それでは、続きまして2、その他について委員から何かございますか。

清水

前回の委員会で、2人早退されて3人しか委員が残らないということがあったのです。私は数は数えていませんけれども、この任期になってもう一回ぐらい、過去に2人抜ける 때가 あった など。それで、今回の議員会の研修視察に私はおじが亡くなって札幌に行っていて出れませんでしたけれども、基本的に議会の委員会の優先度というのは私は高いと思うのです。2人同時に休むというのは、そんなに優先度の高いことがあるのか、それとも委員としてその基準が一致していないのかという気もするのです。市民に対して十分な調査ができないというのは私は問題だと思うので、そのあたり委員長だけでなく皆さんの考えも伺いたいと思います。

田村

清水委員自体が自分が用事があって休んだと。例えばこの回は2人休んだと、2人が組み合って休んだわけではないのです。個々にどうしてもやむを得ない事情があって休むわけだから、休む、あるいは早退するとか遅刻する。これは、議員をやっている以上委員会へ出るのは当たり前、本会議へ出るのは当たり前で、最優先をしている。けれども、身内がそういうことになったらやはり休むわけでしょう。では1人ならいいのかと、2人ならだめなのか、そんな議論にもなりかねないので、議員、委員の職責を持って責任を持って出席する、それが前提ではあるけれども、やむを得ない場合もあると、それでいいのではないですか。

委員長

委員長として、本会議も委員会も、欠席、遅刻、早退の申し出ということだけで処理されてきているわけですが、私もそれだけであればちょっと不十分かなと思ったのですが、議会事務局にそれなりに欠席、遅刻、早退の申し出をしてそれを提出しているということです。そこにそれぞれ欠席、遅刻、早退等の理由も記入するところがあって、提出されている。たまたまお二人が早退された、それは今田村委員が言われるようにたまたま2人が重なったということだけであって、それはどんな理由かというのはそれぞれ議員のモラルで判断していただくより仕方ないことであって、特段大きな問題とすることではないと私は思っております。ただ、清水委員の言われるように、議員ですので、委員会、本会議というのは当然最優先ですから、どういう場合に遅刻していいのか、欠席していいのかというものが明記されたものはないですので、体調不良とか、身内が亡くなったとか、突発的な事故とか、その他いろいろ個人的な理由があってどうしてもという場合が出てくるかと思います。それは、議員の

モラルということで進めていくより仕方ないことではないかと思っておりますが、各委員の皆さんどうでしょうか。

清水 モラルに任せると、モラルだと、それはそのとおりで、それ以外の何物でもないのです。しかし、本会議の欠席率あるいは遅刻、早退の率と委員会の率を比較した場合、僕は著しく委員会のほうが高いと思うのです。本会議と委員会に対する議員の認識が違うのではないかと、本会議はこういう用事があっても出る、しかし委員会はこういう用事の場合休むという、そのあたりはモラルとはまた違うと思うのです。本会議と常任委員会と同じ基準で出席についてそれぞれ臨むかどうかという、そのあたりについて私は全く一緒です。そこにもし各委員で温度差があれば、ただモラルに任せていいということではなくて、もしかしたら申し合せ事項にまで私は発展してしまうのかなという気がするのです。例えば親戚、身内の不幸、知人の不幸、これは仕方ないと思うのです。ただ、それ以外の仕事のことだとか、町内会のことだとか、町内会のことを言い始めたら切りがないくらいそれぞれありますよ。だから、そのあたり明文化しろとは言わないけれども、少し議論してもいいのではないかと思います。その辺について皆さんどうですか。

委員長 今清水委員が言われたようなことは、厚生常任委員会というところだけで議論する問題ではなくなってくるかと思います。というのは、他の常任委員会もあるわけですから、他の常任委員会の委員はどうなのかということまで発展していきますので、ここで今清水委員が言われたことを議論するということはできないと思います。ですから、これは各委員会の委員長と、また議運、議会改革等の委員長にこういった話が出ているけれどもというようなことでこの内容を話してはおきたいと思えますけれども、今ここでそのことについて議論することはできないと思います。ですから、一応この場では先ほど言いましたように各委員のモラルに基づいてしっかり判断してもらって、欠席、遅刻等がないように出席していただきたいということを委員長として申し上げるところにとどめておきたいと思いますが、よろしいですか。

田 村 どうもひっかかるのは、2人欠席したからまずいという言い方で、それはおかしいと思うのです。さっきも言ったけれども、結託して2人休んだとか、そういうのがあったかないか知らないけれども、モラルを考えたらそういうことはあり得ない。それをあえてそういうことを言うというのは、どういう考えで言っているか聞きたいです。

委員長 清水委員、お二人という言い方をしてしまったので、そのお二人というのはここにいる範疇の中で承知することで、皆さんそう思っておられますので、そのことについて、何かありますか。

清水 2人休んだということについて意味があるのでなくて、2人も休んで私はびっくりしたわけです。5人で調査するところ、質疑するところが3人になってしまったと、これは非常事態だなと思って、これはそれぞれの皆さんのモラルに問うしかないなど、それで聞いたということで、2人だから聞いたわけじゃなくて、びっくりして、これは厚生常任委員会の危機が訪れているということで聞いたのです。

委員長 先ほど言いましたように、早退ということだったと思うのですけれども、それはモラルということでお任せしているわけですがけれども、そのことにつきましても先ほど言いましたように欠席、早退、遅刻等の申し出についてはその用紙

が議会事務局に提出されているわけですから、そういったことで特段ここでは、たまたまお二方がそういう形でなんらかの事情があったということが2人重なったということだけだと私は判断しておりますので、それ以上の何物もないと思っております。

(「そう思います」と言う声あり)

委員長

それでは、この件につきましてはそういったことで、先ほどから申し上げていきますようにこの委員会で議論する問題でございませんので、これにて終了したいと思います。

3. 次回委員会の日程について

委員長

3、次回委員会の日程につきましては、11月21日、金曜日、3時からということになっております。これは、議会の日程上やむを得ず、この日に3常任委員会を開催するということになっておりまして、厚生常任委員会が一番最後の3時ということです。11月に予定される臨時会前の委員会となりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、第45回厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 11 : 59